

社援発 0219 第 6 号
令和 8 年 2 月 19 日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業の実施について

標記について、別紙のとおり、「福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業実施要綱（民間団体分）」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業実施要綱 (民間団体分)

1 目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進することが重要である。

このため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等について全国の自治体への横展開を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。

3 事業内容

実施主体は、「【参考】福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォーム」の内容を踏まえ、(1) から (4) の事業を実施する。

(1) 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、本事務局は、事業の実施に当たり、主体的に活動することとし、福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業（自治体分）により採択された都道府県（以下「モデル自治体」という。）や支援チーム、その他関係者と密接にコミュニケーションをとり、支援チームが行う支援のサポート等を行うこととする。

(2) 支援チームの設置

ア モデル自治体に対して、福祉人材確保等の現状や課題分析のほか個別のプロジェクトの実行支援及びその評価・効果分析等を伴走支援等するための支援チームを設置する。

イ 支援チームは、事業目的やモデル自治体のニーズに応じて、学識経験者、有識者、自治体職員経験者その他本事業を実施するうえで適当と認める者で構成するものとし、実態や課題に応じて、構成の変更や複数設置も可能とする。

(3) 先進事例自治体の取組等の収集

事務局は、事業を円滑に実施するため、先進的な取り組みを行う都道府県に対してヒアリングを実施し、(4)の活動に資する情報を収集する。

(4) モデル自治体への伴走支援等の実施

事務局は、支援チームが行う以下のアからカの支援等に際して必要な連絡調整や議事録等作成のほか事業を円滑に実施するために必要な支援を行うこと。

支援チームは、伴走支援の回数をモデル自治体との協議の結果決定すること。また、現地支援・オンライン支援など支援方法についてもモデル自治体と協議のうえ決定すること。

ア 支援前の調整会議等の実施

モデル自治体の担当者等との調整会議を行い、現状や課題、支援ニーズ等を確認し、支援の方向性等について確認を行う。

その際、モデル自治体におけるプラットフォームの構築状況や事業進捗の状況を踏まえ、イからカの支援内容について確認を行う。

イ 現状・課題分析等のための支援

アで確認した内容を踏まえ、モデル自治体が行う現状・課題分析等のために必要な助言や支援等を行う。

ウ 都道府県単位で情報を共有する協議の場【第1層】への参画
必要に応じて協議の場に参画し、必要な支援や助言等を行う。

エ 個別の課題に応じたプロジェクトチーム【第2層】への参画
必要に応じてプロジェクトチームに参画して必要な支援や助言等のほか取組が効果的に実践できるような実行支援等を行う。

オ 評価指標や効果分析のための支援等

モデル自治体内の協議の場【第1層】が適切にPDCAサイクルを回すことができるようエの取組に対する評価指標の設定や取組に対する効果分析の手法等について、助言や支援等を行う。

カ その他必要な支援

アからオに掲げる支援のほか支援チームが必要と判断した場合には、

モデル自治体の意向を踏まえ、必要な支援を行う。

(5) 全国へ普及するための事例集等の作成

本事業の検討・実施過程を踏まえ、都道府県が福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築等できるよう効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成する。

(6) 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。今後の事業実施に資するよう、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「当室」という。）に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析
- ・ (5) において作成した事例集等

【参考】福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォーム

①基本的な考え方

単に地域の介護人材の状況に関する情報を共有するだけでなく、地域の関係者のネットワークの中で課題解決に取り組み、その取組について検証・改善し、PDCA サイクルを回すことで、地域の実情に応じた実践的な取組を継続的なものにしていく。

②重層的な構造による協議会の運営

ア 都道府県単位で情報を共有する協議の場【第1層】の設置

- ・ 地域の関係者のネットワークで現状や課題を共有する。その際、管内の福祉・介護事業所、関係する団体等の現状や抱えている課題等を適切に把握する必要があるが、

例えば、管内の福祉・介護事業所の代表者等や関係団体を協議会の構成員として報告を求めるやり方や事前に事業所等にアンケート等を実施して現状や課題を予め把握したりすることが考えられる。

また、共有方法については、内容に応じて、協議会内の共有だけでなく、協議会外の関係者にも広く周知することも考えられる。

- ・ 協議会の構成員は、地域の実情を踏まえて、適切な者を選定することで差し支えないが、構成員がそれぞれの役割・機能（例：公的機関

の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが重要であり、高齢者介護の場合、市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体などが含まれていることが望ましい。

- ・ 地域の現状や課題を共有するための議論を行うとともに、課題解決に資するプロジェクトチームの設置、進捗の管理、評価など、PDCA サイクルを適切に回すこと。

なお、評価にあたっては、具体的なアウトプット指標やアウトカム指標を設定したうえで評価を行い、必要に応じて取組の見直し等を行うことが望ましい

イ 個別の課題に応じたプロジェクトチーム【第2層】の設置

- ・ アの現状・課題を踏まえ、課題解決に資するプロジェクトを創設し、意欲のある関係者を中心にプロジェクトチームを設置して、実践的な取組を推進していく。
- ・ 設置単位は都道府県でも差し支えないが、①地域性、個別性の高い課題に応じた取組が求められること、②意欲のある関係者を中心に実践的な取組が望まれることから、市町村単位や複数市町村の圏域単位など、都道府県単位より狭い圏域で設置されることが望ましい。なお、都道府県単位より狭い圏域で設置する場合、地域性の高い取組を推進する上で、市町村は構成員の1人という立場だけではなく、実質的に都道府県と協働の立場で、全面的な協力者として参加してもらうことが重要である。
- ・ プロジェクトの内容は、「人材確保・定着」に資する取組を基本としつつも、そのほか「職場環境の改善」、「生産性向上・経営支援の取組」、「福祉・介護に対するイメージ改善・理解促進」等に資する取組も実施を可能とする。また、小規模法人における外国人介護人材の確保・定着を促進する観点から、「外国人材の確保・定着」に資する取組をプロジェクトとして創設することも重要。
- ・ プロジェクトチームの構成員は、アの構成員も踏まえつつ、地域の実情を踏まえて、適切な者を選定することで差し支えない。

ウ その他

(ア) コーディネーターの配置等

協議会内におけるプロジェクトの進捗管理や評価等を適切に実施する

観点から、コーディネーター的な中核的役割を果たす者を配置するなど、必要に応じて、実施状況を協議会に報告等できる体制を整備する。

(イ) 既存の協議会等の活用

重層的な構造による協議会の運営にあたっては、都道府県が既存の協議会やそれに類する会議体等を活用することで本事業の目的を達成できる場合には、新たな協議会の設置を求めるものではない。

また、プロジェクトチームで取り組む内容が既の実施されているものであっても、重層的な構造による協議会と適切に連携する体制が整えられ、進捗管理や評価指標の設定を含めた評価の実施等が適切に行われるものであれば差し支えない。

以上

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「生活困窮者就労準備支援事業費等（民間団体実施分）の国庫補助について」（令和8年3月4日付け厚生労働省発社援 0304 第 20 号厚生労働事務次官通知）に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、決定する。

6 留意事項

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) 実施主体は、モデル自治体や、支援チーム等の関係者間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (3) 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当室に協議すること。
- (4) 成果物作成にあたっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。